

VI 資 料 編

- 1 子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと確保方策
- 2 認定こども園の設置促進
- 3 教育・保育等の従事者の確保及び質の向上
- 4 みやぎ子ども・子育て県民条例
- 5 計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会など
 - (1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部
 - (2) 宮城県次世代育成支援対策地域協議会
 - (3) 宮城県子ども・子育て会議

1 子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法第62条に基づき策定する本計画では、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

県が定める設定区域は、市町村が定める教育・保育提供区域等を総合的に勘案し、市町村毎を1区域（全35区域）としています。

(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

イ 教育・保育の量の見込みの考え方

各市町村は、各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施しています。その結果に基づいて算出した量の見込みを、必要に応じ、「子ども・子育て会議」での審議等を経て、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案の上、最終的な量の見込みとしています。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村の計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとし、次の認定区分^{*1}ごとに定めています。

(※1) 認定区分：子ども・子育て支援法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分をいう。

- ① 1号認定子ども：満3歳以上の保育の必要がない就学前子ども（学校教育のみ）
【利用する施設：幼稚園，認定こども園】
- ② 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育の必要性あり）
【利用する施設：保育所，認定こども園】
- ③ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
【利用する施設等：保育所，認定こども園，小規模保育事業等】

ロ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備・実施することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

県全域及び区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期については、「教育・保育の量の見込みと確保の内容及びその実施時期等」に記載しています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

市町村では、妊娠・出産期からの切れ目ない支援をする「地域子ども・子育て支援事業」を実施し、住民のニーズに応じたサービスを提供しています。

県は、市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」に対して財政支援をするほか、事業の普及、充実を図っています。

地域子ども・子育て支援事業の提供体制（量の見込み・確保方策）については、「地域子ども・子育て支援事業（県全域）」に記載しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援事業，②放課後児童健全育成事業，③妊産婦健康診査，
- ④乳児家庭全戸訪問事業，⑤養育支援訪問事業，⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業，⑧一時預かり事業，⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業，⑪地域子育て支援拠点事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業，⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

教育・保育の量の見込みと確保の内容等

1 県全域

○ 1号認定【3～5歳：学校教育のみ】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	21,644	20,357	19,289	18,832	18,629
②確保方策	36,135	35,368	34,978	34,806	34,625
特定教育 保育施設	15,303	14,895	14,836	14,691	14,731
確認を受け ない幼稚園	20,832	20,473	20,142	20,115	19,894
差引き(②-①)	14,491	15,011	15,689	15,974	15,996

○ 2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外
①量の見込み	7,209	23,135	7,104	22,875	6,944	22,640	6,802	22,179	6,730	21,882
②確保方策	26,461		26,968		27,061		27,124		27,171	
特定教育 保育施設	24,205		24,789		24,969		25,069		25,142	
その他の施設等 ^{*1}	2,256		2,179		2,092		2,055		2,029	
差引き(②-①)	△ 3,883		△ 3,011		△ 2,523		△ 1,857		△ 1,441	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

○ 3号認定【0歳：保育の必要性あり】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,433	4,558	4,668	4,637	4,627
②確保方策	4,991	5,111	5,188	5,208	5,257
特定教育 保育施設	3,728	3,826	3,870	3,883	3,915
特定地域型 保育事業	1,021	1,067	1,100	1,104	1,119
認可外保育施設 ^{*2}	242	218	218	221	223
差引き(②-①)	558	553	520	571	630

○ 3号認定【1・2歳：保育の必要性あり】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17,393	17,677	17,982	17,813	17,695
②確保方策	17,330	17,827	18,030	18,054	18,123
特定教育 保育施設	13,420	13,735	13,816	13,834	13,901
特定地域型 保育事業	3,132	3,366	3,490	3,493	3,499
認可外保育施設	778	726	724	727	723
差引き(②-①)	△ 63	150	48	241	428

*1 幼稚園における預かり保育、認可外保育施設（企業主導型保育施設）など。

*2 企業主導型保育施設を含む。

2 各圏域

区域	量の見込みと確保方策	令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
1 仙台市	①量の見込み	8,324	3,845	11,192	2,389	8,944	8,195	3,786	11,020	2,359	8,799
	②確保方策	17,352	11,784	2,663	8,877	17,352	11,784	2,663	8,877		
	特定教育・保育施設	4,937	11,748	1,836	6,337	4,937	11,748	1,836	6,337		
	確認を受けない幼稚園	12,415				12,415					
	預かり保育等(2号)		36				36				
	特定地域型保育事業			673	2,086			673	2,086		
	認可外保育施設(3号)			154	454			154	454		
差引き(②-①)	9,028	▲3,253	274	▲67	9,157	▲3,022	304	78			
2 石巻市	①量の見込み	935	0	1,433	159	837	915	0	1,399	160	838
	②確保方策	1,910	1,797	195	922	1,910	1,797	195	922		
	特定教育・保育施設	660	1,797	165	807	660	1,797	165	807		
	確認を受けない幼稚園	1,250				1,250					
	預かり保育等(2号)		0				0				
	特定地域型保育事業			30	115			30	115		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	975	364	36	85	995	398	35	84			
3 塩竈市	①量の見込み	377	232	428	107	277	370	228	420	104	273
	②確保方策	694	683	107	291	698	679	104	294		
	特定教育・保育施設	186	441	88	250	186	441	88	253		
	確認を受けない幼稚園	508				512					
	預かり保育等(2号)		242				238				
	特定地域型保育事業			12	26			12	26		
	認可外保育施設(3号)			7	15			7	15		
差引き(②-①)	317	23	0	14	328	31	0	21			
4 気仙沼市	①量の見込み	490	0	360	54	262	473	0	347	53	253
	②確保方策	749	596	74	299	749	596	74	299		
	特定教育・保育施設	749	519	68	265	749	519	68	265		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		77				77				
	特定地域型保育事業			3	6			3	6		
	認可外保育施設(3号)			3	28			3	28		
差引き(②-①)	259	236	20	37	276	249	21	46			
5 白石市	①量の見込み	182	0	338	36	172	167	0	297	35	171
	②確保方策	225	414	69	229	225	414	69	229		
	特定教育・保育施設	225	414	57	204	225	414	57	204		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		0				0				
	特定地域型保育事業			6	13			6	13		
	認可外保育施設(3号)			6	12			6	12		
差引き(②-①)	43	76	33	57	58	117	34	58			
6 名取市	①量の見込み	1,537	171	788	155	678	1,594	178	815	157	688
	②確保方策	1,611	1,185	159	616	1,611	1,185	159	616		
	特定教育・保育施設	1,386	856	119	467	1,386	856	119	467		
	確認を受けない幼稚園	225				225					
	預かり保育等(2号)		329				329				
	特定地域型保育事業			37	135			37	135		
	認可外保育施設(3号)			3	14			3	14		
差引き(②-①)	74	226	4	▲62	17	192	2	▲72			
7 角田市	①量の見込み	130	86	218	40	139	131	87	220	39	135
	②確保方策	144	349	43	139	143	350	43	139		
	特定教育・保育施設	144	263	37	124	143	263	37	124		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		86				87				
	特定地域型保育事業			6	15			6	15		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	14	45	3	0	12	43	4	4			
8 多賀城市	①量の見込み	576	253	710	149	610	592	260	717	153	620
	②確保方策	1,437	778	184	611	1,339	840	196	647		
	特定教育・保育施設	102	761	156	488	204	823	168	524		
	確認を受けない幼稚園	1,335				1,135					
	預かり保育等(2号)		17				17				
	特定地域型保育事業			19	94			19	94		
	認可外保育施設(3号)			9	29			9	29		
差引き(②-①)	861	▲185	35	1	747	▲137	43	27			
9 岩沼市	①量の見込み	438	138	449	95	316	431	136	441	99	320
	②確保方策	744	525	100	332	744	525	100	332		
	特定教育・保育施設	499	521	88	277	499	521	88	277		
	確認を受けない幼稚園	245				245					
	預かり保育等(2号)		4				4				
	特定地域型保育事業			12	41			12	41		
	認可外保育施設(3号)			0	14			0	14		
差引き(②-①)	306	▲62	5	16	313	▲52	3	12			
10 登米市	①量の見込み	186	119	958	150	674	160	104	938	149	666
	②確保方策	305	1,077	150	674	264	1,042	149	666		
	特定教育・保育施設	305	956	115	517	264	936	114	509		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		121				106				
	特定地域型保育事業			33	153			33	153		
	認可外保育施設(3号)			2	4			2	4		
差引き(②-①)	119	0	0	0	104	0	0	0			

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

区域	量の見込みと確保方針	令和2年度					令和3年度					令和4年度						
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号			
			教育 コース	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 コース	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 コース	左記 以外	0歳	1・2歳		
11 栗原市	①量の見込み	959	138	0	194	474	907	131	0	190	474	840	122	0	184	485		
	②確保方針	1,705	150		197	586	1,603	150		197	586	1,489	150		212	610		
	特定教育・保育施設	1,705	150		175	540	1,603	150		175	540	1,489	150		184	552		
	確認を受けない幼稚園	0					0					0						
	預かり保育等(2号)		0					0					0					
	特定地域型保育事業 認可外保育施設(3号)				22	46				22	46				28	58		
差引き(②-①)		746	12		3	112		696	19		7	112		649	28		28	125
12 東松島市	①量の見込み	340	118	498	57	288	323	113	488	58	290	316	109	491	45	291		
	②確保方針	680	629		45	282	610	624		45	282	540	620		45	282		
	特定教育・保育施設	140	511		39	250	70	511		39	250	0	511		39	250		
	確認を受けない幼稚園	540					540					540						
	預かり保育等(2号)		118					113					109					
	特定地域型保育事業 認可外保育施設(3号)				6	32				6	32				6	32		
差引き(②-①)		340	13		▲12	▲6		287	23		▲13	▲8		224	20		0	▲9
13 大崎市	①量の見込み	1,197	93	1,784	304	1,104	1,176	91	1,726	307	1,117	1,117	90	1,613	311	1,130		
	②確保方針	2,200	1,721		392	1,087	2,200	1,893		410	1,118	2,200	1,892		410	1,118		
	特定教育・保育施設	1,340	1,620		319	918	1,340	1,794		337	949	1,340	1,794		337	949		
	確認を受けない幼稚園	860					860					860						
	預かり保育等(2号)		101					99					98					
	特定地域型保育事業 認可外保育施設(3号)				63	154				63	154				63	154		
差引き(②-①)		1,003	▲156		88	▲17		1,024	76		103	1		1,083	189		99	▲12
14 富谷市	①量の見込み	960	168	394	64	465	950	170	401	65	471	950	173	407	72	490		
	②確保方針	1,335	575		70	382	1,320	584		77	396	1,320	593		90	423		
	特定教育・保育施設	225	562		42	294	210	571		49	308	210	580		56	322		
	確認を受けない幼稚園	1,110					1,110					1,110						
	預かり保育等(2号)		13					13					13					
	特定地域型保育事業 認可外保育施設(3号)				25	74				25	74				31	87		
差引き(②-①)		375	13		6	▲83		370	13		12	▲75		370	13		18	▲67
15 蔵王町	①量の見込み	62	158	0	25	70	60	149	0	23	67	57	143	0	22	65		
	②確保方針	230	160		25	72	230	160		25	72	230	160		25	72		
	特定教育・保育施設	230	0		25	72	230	0		25	72	230	0		25	72		
	確認を受けない幼稚園	0					0					0						
	預かり保育等(2号)		160					160					160					
	特定地域型保育事業 認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0		
差引き(②-①)		168	2		0	2		170	11		2	5		173	17		3	7
16 七ヶ宿町	①量の見込み	0	16	0	1	12	0	15	0	1	12	0	14	0	1	11		
	②確保方針	0	24		1	12	0	24		1	12	0	24		1	12		
	特定教育・保育施設	0	24		1	12	0	24		1	12	0	24		1	12		
	確認を受けない幼稚園	0					0					0						
	預かり保育等(2号)		0					0					0					
	特定地域型保育事業 認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0		
差引き(②-①)		0	8		0	0		9		0	0		10		0	1		
17 大河原町	①量の見込み	159	50	365	43	189	149	50	367	45	200	139	50	367	47	204		
	②確保方針	185	402		53	206	185	402		59	221	186	402		59	221		
	特定教育・保育施設	125	352		42	166	125	352		42	166	126	352		42	166		
	確認を受けない幼稚園	60					60					60						
	預かり保育等(2号)		50					50					50					
	特定地域型保育事業 認可外保育施設(3号)				6	25				12	40				12	40		
差引き(②-①)		26	▲13		10	17		36	▲15		14	21		47	▲15		12	17
18 村田町	①量の見込み	121	24	78	10	36	102	20	65	10	36	80	20	54	10	36		
	②確保方針	270	65		5	28	270	66		5	28	270	66		5	28		
	特定教育・保育施設	270	60		4	26	270	60		4	26	270	60		4	26		
	確認を受けない幼稚園	0					0					0						
	預かり保育等(2号)		5					6					6					
	特定地域型保育事業 認可外保育施設(3号)				1	2				1	2				1	2		
差引き(②-①)		149	▲37		▲5	▲8		168	▲19		▲5	▲8		190	▲8		▲5	▲8
19 柴田町	①量の見込み	363	131	327	54	220	345	125	328	56	229	319	114	317	58	240		
	②確保方針	580	313		54	213	580	313		54	213	580	313		54	213		
	特定教育・保育施設	60	308		33	129	60	308		33	129	60	308		33	129		
	確認を受けない幼稚園	520					520					520						
	預かり保育等(2号)		5					5					5					
	特定地域型保育事業 認可外保育施設(3号)				19	75				19	75				19	75		
差引き(②-①)		217	▲145		0	▲7		235	▲140		▲2	▲16		261	▲118		▲4	▲27
20 川崎町	①量の見込み	32	0	86	15	54	31	0	85	15	53	31	0	85	15	54		
	②確保方針	155	150		21	65	155	150		21	150	155	150		21	65		
	特定教育・保育施設	155	150		21	65	155	150		21	150	155	150		21	65		
	確認を受けない幼稚園	0					0					0						
	預かり保育等(2号)		0					0					0					
	特定地域型保育事業 認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0		
差引き(②-①)		123	64		6	11		124	65		6	97		124	65		6	11

※2号認定【3~5歳：保育の必要性あり】の確保方針に不足が生じている場合であっても、1号認定【3~5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

区域	量の見込みと確保方策	令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
11 栗原市	①量の見込み	808	118	0	179	472	801	117	0	174	459
	②確保方策	1,433	150		212	610	1,419	150		212	610
	特定教育・保育施設	1,433	150	184	552	1,419	150	184	552		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		0				0				
	特定地域型保育事業			28	58			28	58		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	625	32		33	138	618	33		38	151	
12 東松島市	①量の見込み	318	109	502	59	291	313	108	505	60	290
	②確保方策	540	620		51	288	540	619		60	294
	特定教育・保育施設	0	511	42	256	0	511	48	262		
	確認を受けない幼稚園	540				540					
	預かり保育等(2号)		109				108				
	特定地域型保育事業			9	32			12	32		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	222	9		▲8	▲3	227	6		0	4	
13 大崎市	①量の見込み	1,109	88	1,572	314	1,144	1,136	87	1,576	316	1,157
	②確保方策	2,200	1,890		410	1,118	2,200	1,889		410	1,118
	特定教育・保育施設	1,340	1,794	337	949	1,340	1,794	337	949		
	確認を受けない幼稚園	860				860					
	預かり保育等(2号)		96				95				
	特定地域型保育事業			63	154			63	154		
	認可外保育施設(3号)			10	15			10	15		
差引き(②-①)	1,091	230		96	▲26	1,064	226		94	▲39	
14 富谷市	①量の見込み	950	176	413	73	496	950	179	419	80	515
	②確保方策	1,320	602		97	437	1,320	611		110	464
	特定教育・保育施設	210	589	63	336	210	598	70	350		
	確認を受けない幼稚園	1,110				1,110					
	預かり保育等(2号)		13				13				
	特定地域型保育事業			31	87			37	100		
	認可外保育施設(3号)			3	14			3	14		
差引き(②-①)	370	13		24	▲59	370	13		30	▲51	
15 蔵王町	①量の見込み	55	137	0	21	62	52	131	0	20	59
	②確保方策	230	160		25	72	230	160		25	72
	特定教育・保育施設	230	0	25	72	230	0	25	72		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		160				160				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	175	23		4	10	178	29		5	13	
16 七ヶ宿町	①量の見込み	0	14	0	1	11	0	14	0	1	11
	②確保方策	0	24		1	12	0	24		1	12
	特定教育・保育施設	0	24	1	12	0	24	1	12		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		0				0				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	0	10		0	1	0	10		0	1	
17 大河原町	①量の見込み	127	50	362	48	213	121	50	367	50	220
	②確保方策	185	402		59	221	185	402		59	221
	特定教育・保育施設	125	352	42	166	125	352	42	166		
	確認を受けない幼稚園	60				60					
	預かり保育等(2号)		50				50				
	特定地域型保育事業			12	40			12	40		
	認可外保育施設(3号)			5	15			5	15		
差引き(②-①)	58	▲10		11	8	64	▲15		9	1	
18 村田町	①量の見込み	55	20	43	9	35	55	20	42	9	33
	②確保方策	270	63		9	35	270	62		9	33
	特定教育・保育施設	270	60	4	26	270	60	4	26		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		3				2				
	特定地域型保育事業			2	5			2	4		
	認可外保育施設(3号)			3	4			3	3		
差引き(②-①)	215	0		0	0	215	0		0	0	
19 柴田町	①量の見込み	312	112	327	56	234	303	109	332	56	235
	②確保方策	580	313		54	213	580	313		54	213
	特定教育・保育施設	60	308	33	129	60	308	33	129		
	確認を受けない幼稚園	520				520					
	預かり保育等(2号)		5				5				
	特定地域型保育事業			19	75			19	75		
	認可外保育施設(3号)			2	9			2	9		
差引き(②-①)	268	▲126		▲2	▲21	277	▲128		▲2	▲21	
20 川崎町	①量の見込み	31	0	86	16	54	31	0	84	15	56
	②確保方策	155	150		21	65	155	150		21	65
	特定教育・保育施設	155	150	21	65	155	150	21	65		
	確認を受けない幼稚園	0				0					
	預かり保育等(2号)		0				0				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	124	64		5	0	124	66		6	9	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

区域	量の見込みと確保方策	令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
21 丸森町	①量の見込み	18	0	140	20	83	18	0	134	22	83
	②確保方策	30	180	22	83	30	180	22	83	30	180
	特定教育・保育施設	30	180	21	79	30	180	21	79	30	180
	確認を受けない幼稚園	0				0				0	
	預かり保育等(2号)		0				0				0
	特定地域型保育事業			1	4			1	4		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	12	40	2	0	12	46	0	0	0	0	
22 巨理町	①量の見込み	356	10	398	82	258	357	10	408	85	261
	②確保方策	356	407	72	272	357	407	72	272	357	407
	特定教育・保育施設	26	402	54	194	26	402	54	194	26	402
	確認を受けない幼稚園	330				331				331	
	預かり保育等(2号)		5				5				5
	特定地域型保育事業			18	78			18	78		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	0	▲1	▲10	14	0	▲11	▲13	11	0	0	
23 山元町	①量の見込み	67	61	72	17	71	66	60	72	17	74
	②確保方策	330	417	17	80	330	417	17	80	330	417
	特定教育・保育施設	0	87	9	63	0	87	9	63	0	87
	確認を受けない幼稚園	330				330				330	
	預かり保育等(2号)		330				330				330
	特定地域型保育事業			8	17			8	17		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	263	284	0	9	264	285	0	6	263	284	
24 松島町	①量の見込み	90	20	100	20	70	90	20	90	20	70
	②確保方策	90	120	20	70	90	110	20	70	90	110
	特定教育・保育施設	90	120	20	70	90	110	20	70	90	110
	確認を受けない幼稚園	0				0				0	
	預かり保育等(2号)		0				0				0
	特定地域型保育事業			0	0			0	0		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25 七ヶ浜町	①量の見込み	150	50	120	15	75	150	50	120	15	75
	②確保方策	200	170	15	75	200	170	15	75	200	170
	特定教育・保育施設	170	150	15	75	170	150	15	75	170	150
	確認を受けない幼稚園	30				30				30	
	預かり保育等(2号)		20				20				20
	特定地域型保育事業			0	0			0	0		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	50	0	0	0	50	0	0	0	50	0	
26 利府町	①量の見込み	475	491	0	97	380	470	508	0	108	399
	②確保方策	717	496	90	391	717	535	108	409	717	535
	特定教育・保育施設	457	466	64	215	457	505	76	239	457	505
	確認を受けない幼稚園	260				260				260	
	預かり保育等(2号)		30				30				30
	特定地域型保育事業			15	85			21	79		
	認可外保育施設(3号)			11	91			11	91		
差引き(②-①)	242	5	▲7	11	247	27	0	10	242	5	
27 大和町	①量の見込み	276	16	379	70	251	252	14	365	70	252
	②確保方策	292	417	80	252	266	417	80	252	292	417
	特定教育・保育施設	195	417	72	228	195	417	72	228	195	417
	確認を受けない幼稚園	97				71				97	
	預かり保育等(2号)		0				0				0
	特定地域型保育事業			8	24			8	24		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	16	22	10	1	14	38	10	0	16	22	
28 大郷町	①量の見込み	48	65	34	17	43	48	66	35	16	42
	②確保方策	83	115	15	54	83	115	15	54	83	115
	特定教育・保育施設	83	115	10	40	83	115	10	40	83	115
	確認を受けない幼稚園	0				0				0	
	預かり保育等(2号)		0				0				0
	特定地域型保育事業			5	14			5	14		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	35	16	▲2	11	35	14	▲1	12	35	16	
29 大衡村	①量の見込み	39	13	96	25	76	36	12	89	24	76
	②確保方策	60	119	12	75	60	119	12	75	60	119
	特定教育・保育施設	60	115	9	66	60	115	9	66	60	115
	確認を受けない幼稚園	0				0				0	
	預かり保育等(2号)		4				4				4
	特定地域型保育事業			3	9			3	9		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	21	10	▲13	▲1	24	18	▲12	▲1	21	10	
30 色麻町	①量の見込み	43	83	0	25	57	42	78	0	25	56
	②確保方策	97	83	25	57	102	78	25	56	97	83
	特定教育・保育施設	97	0	25	57	102	0	25	56	97	0
	確認を受けない幼稚園	0				0				0	
	預かり保育等(2号)		83				78				78
	特定地域型保育事業			0	0			0	0		
	認可外保育施設(3号)			0	0			0	0		
差引き(②-①)	54	0	0	0	60	0	0	0	54	0	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

区域	量の見込みと確保方策	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 コース	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 コース	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 コース	左記 以外	0歳	1・2歳
31 加美町	①量の見込み	64	61	275	53	193	66	62	280	50	181	58	55	250	49	180
	②確保方策	64	395		61	227	66	395		61	227	58	395		61	227
	特定教育・保育施設	64	335		42	192	66	335		42	192	58	335		42	192
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等(2号)		60					60					60			
	特定地域型保育事業				19	35				19	35				19	35
認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0	
差引き(2-1)	0	59		8	34	0	53		11	46	0	90		12	47	
32 涌谷町	①量の見込み	76	134	62	22	111	64	127	58	22	106	58	116	58	20	100
	②確保方策	185	237		22	108	185	233		22	103	185	233		20	98
	特定教育・保育施設	185	62		20	91	185	58		19	87	185	58		17	82
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等(2号)		175					175					175			
	特定地域型保育事業				2	17				3	16				3	16
認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0	
差引き(2-1)	109	41		0	▲3	121	48		0	▲3	127	59		0	▲2	
33 美里町	①量の見込み	195	168	145	53	172	190	165	140	51	166	186	164	134	51	164
	②確保方策	195	145		53	172	190	140		51	166	186	134		51	164
	特定教育・保育施設	195	145		28	122	190	140		22	84	186	134		22	84
	確認を受けない幼稚園	0					0				0					
	預かり保育等(2号)		0					0				0				
	特定地域型保育事業				14	44				26	70				26	70
認可外保育施設(3号)				11	6				3	12				3	10	
差引き(2-1)	0	▲168		0	0	0	▲165		0	0	0	▲164		0	0	
34 女川町	①量の見込み	0	0	95	7	43	0	0	89	6	42	0	0	83	6	40
	②確保方策	0	95		6	43	0	89		6	42	0	83		6	40
	特定教育・保育施設	0	95		6	43	0	89		6	42	0	83		6	40
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0				0				
	特定地域型保育事業				0	0				0	0				0	0
認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0	
差引き(2-1)	0	0		▲1	0	0	0		0	0	0	0		0	0	
35 南三陸町	①量の見込み	45	0	163	17	73	43	0	159	16	67	42		151	15	64
	②確保方策	50	186		19	65	50	186		19	65	50	186		19	65
	特定教育・保育施設	50	186		16	59	50	186		16	59	50	186		16	59
	確認を受けない幼稚園	0					0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0					0			
	特定地域型保育事業				3	6				3	6				3	6
認可外保育施設(3号)				0	0				0	0				0	0	
差引き(2-1)	5	23		2	▲8	7	27		3	▲2	8	35		4	1	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

区域	量の見込みと確保方策	令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳		教育 二一ス	左記 以外	0歳	1・2歳
31 加美町	①量の見込み	55	52	234	47	173	52	49	221	46	167
	②確保方策	55	395		61	227	52	395		61	227
	特定教育・保育施設	55	335		42	192	52	335		42	192
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		60					60			
	特定地域型保育事業				19	35				19	35
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	0	109		14	54	0	125		15	60	
32 涌谷町	①量の見込み	58	110	58	20	93	52	107	58	19	86
	②確保方策	185	233		20	91	185	233		19	85
	特定教育・保育施設	185	58		17	75	185	58		16	69
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		175					175			
	特定地域型保育事業				3	16				3	16
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	127	65		0	▲2	133	68		0	▲1	
33 美里町	①量の見込み	177	163	134	51	163	169	162	132	51	160
	②確保方策	177	134		51	163	169	132		51	160
	特定教育・保育施設	177	134		22	84	169	132		22	84
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0			
	特定地域型保育事業				26	70				26	70
	認可外保育施設(3号)				3	9				3	6
差引き(②-①)	0	▲163		0	0	0	▲162		0	0	
34 女川町	①量の見込み	0	0	90	6	38	0	0	85	6	37
	②確保方策	0	90		6	38	0	85		6	37
	特定教育・保育施設	0	90		6	38	0	85		6	37
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0			
	特定地域型保育事業				0	0				0	0
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	0	0		0	0	0	0		0	0	
35 南三陸町	①量の見込み	40	0	145	15	61	37	0	134	14	59
	②確保方策	50	186		19	65	50	186		19	65
	特定教育・保育施設	50	186		16	59	50	186		16	59
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	預かり保育等(2号)		0					0			
	特定地域型保育事業				3	6				3	6
	認可外保育施設(3号)				0	0				0	0
差引き(②-①)	10	41		4	4	13	52		5	6	

※2号認定【3～5歳：保育の必要性あり】の確保方策に不足が生じている場合であっても、1号認定【3～5歳：学校教育のみ】の幼稚園により提供体制を確保することとする。

【参考】地域子ども・子育て支援事業（県全域）

【地域子育て支援拠点事業】

（単位：人回、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（利用回数）	928,141	907,362	889,494	873,307	859,591
確保方策（実施個所数）	340	340	340	340	342

【放課後児童健全育成事業】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	31,093	31,220	31,017	30,523	29,739
確保方策	31,433	31,745	31,771	31,513	31,073

【延長保育事業】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13,254	13,273	13,259	13,098	12,972
確保方策	13,402	13,452	13,510	13,435	13,358

【一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,278,296	1,282,985	1,268,907	1,243,684	1,236,178
確保方策（在園児対象型）	1,289,939	1,300,482	1,292,235	1,270,738	1,265,156

【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	122,710	119,898	116,433	114,017	112,209
確保方策（幼稚園型以外）	127,215	124,834	122,068	120,216	118,990

【子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業以外）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20,121	20,063	20,024	19,734	19,401
確保方策	19,036	19,037	19,065	18,805	18,589

【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	160	157	147	138	135
確保方策	144	142	133	125	122

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	574	559	544	532	522
確保方策	431	423	414	406	399

【病児保育事業，子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	12,892	12,718	11,936	12,068	11,832	
確保方策	病児保育事業	11,148	11,467	11,931	12,750	12,889
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	5	5	5	5	5

【利用者支援事業】

（単位：か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	80	82	83	83	80
確保方策	77	81	83	83	83

【妊産婦健康診査】

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	165,147	162,274	160,045	157,969	155,832
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計画に記載。				

【乳児家庭全戸訪問事業】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16,001	15,724	15,481	15,245	15,041
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計画に記載。				

【養育支援訪問事業】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,280	5,192	5,135	5,087	5,044
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計画に記載。				

2 認定こども園の設置促進

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる施設です。

県としては、認定こども園の周知・広報を図り、その普及を促進するとともに、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進していきます。

(2) 設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期

基本的に各施設、各市町村において、認定こども園に移行する予定及び移行する方向で検討している施設数の合計を目標としますが、計画期間内に設置が見込まれない区域もあります。

各区域で住民を対象に実施した利用意向調査では認定こども園の利用希望があることから、計画期間の最終年度までに「各区域に最低1箇所以上設置されること」を目標とし、これまでの設置状況と各市町村の計画を踏まえ、具体的な目標設置数については、以下のとおり設定します。

仙台区域	87箇所	富谷区域	3箇所	大和区域	1箇所
石巻区域	4箇所	蔵王区域	1箇所	大郷区域	1箇所
塩竈区域	1箇所	七ヶ宿区域	1箇所	大衡区域	1箇所
気仙沼区域	1箇所	大河原区域	1箇所	色麻区域	1箇所
白石区域	1箇所	村田区域	1箇所	加美区域	4箇所
名取区域	2箇所	柴田区域	1箇所	涌谷区域	1箇所
角田区域	1箇所	川崎区域	1箇所	美里区域	1箇所
多賀城区域	3箇所	丸森区域	2箇所	女川区域	1箇所
岩沼区域	3箇所	亘理区域	1箇所	南三陸区域	2箇所
登米区域	10箇所	山元区域	1箇所		
栗原区域	1箇所	松島区域	1箇所	計	150箇所
東松島区域	1箇所	七ヶ浜区域	2箇所		
大崎区域	5箇所	利府区域	1箇所		

3 教育・保育等の従事者の確保及び質の向上

(1) 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数

<提供体制の確保のために必要となる人数>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭・保育士	13,460	13,453	13,510	13,260	13,124
幼稚園教諭	1,421	1,339	1,264	1,230	1,221

(2) 従事者の確保と質の向上

幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加や幼保連携型認定こども園の設置及び移行の増加等による保育士等の不足に対応するため、様々な事業に取り組むことにより、必要見込み人数の確保に努めていきます。

また、質の高い教育・保育の提供が求められる中で、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、多様化するニーズに対応できるよう、従事者の質の向上を図っていきます。

<新たな保育士等の育成・就業支援>

保育士養成施設に対する働きかけにより保育士を確保するとともに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援し、保育教諭を確保していきます。

<潜在保育士の復帰支援>

保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等を支援するとともに、保育士や保育所等の管理者に対する研修等により復帰を支援していきます。

<保育士等の就業継続>

保育士等の処遇改善や保育士や保育所等の管理者に対する研修により就業の継続を図っていきます。

<保育士等のキャリアアップ支援>

保育士等の技能・経験に応じた資質向上ができる組織体制の整備と、保育現場におけるリーダー的職員の育成を図るための研修を行い、キャリアアップを支援していきます。

4 みやぎ子ども・子育て県民条例

みやぎ子ども・子育て県民条例

平成二十七年十月十三日

宮城県条例第六十八号

みやぎ子ども・子育て県民条例をここに公布する。

みやぎ子ども・子育て県民条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本的施策等

第一節 子どもの健やかな成長の促進（第八条—第十三条）

第二節 子どもへの支援（第十四条・第十五条）

第三節 保護者への支援（第十六条—第十八条）

第四節 次代の子育てを担う者への支援（第十九条）

第五節 特別な支援を要する子ども等への支援（第二十条）

第六節 子育てを支える社会的基盤の整備（第二十一条・第二十二条）

第七節 東日本大震災の被災地の子ども・子育て支援（第二十三条）

第三章 支援体制の整備等（第二十四条—第二十八条）

附則

子どもたちは、一人一人がかけがえのない存在です。

子どもたちは、自ら成長する力と未来への夢を持っています。

そして、親は子どもの育つ姿を見て、明日への希望を与えられ共に成長するものであります。

子どもたちは、家族の希望であり、今を生き、未来を担う大切な社会の宝です。

誰もが安心して子どもを生き育て、全ての子どもが家庭や地域の愛情に包まれ、一人の人として尊重される中で、自らの能力や可能性を最大限に発揮しながら、心身ともに健やかに成長することは、私たち県民全ての願いです。

近年、子どもや子育てを取り巻く社会環境は、多様化・複雑化しています。そのことによって、子どもを生むこと、育てることに対する不安や負担が増大し、家庭や地域における子育て力も低下しています。

このようなことから、宮城の子どもたちが健やかに育っていくように、保護者が喜びを実感しながら子育てできるように、そして、次代を担う若者が結婚・出産・子育ての希望を持つことができるように、子どもやその家族、若者を社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

また、宮城県は東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。以下同じ。）により甚大なる被害を受け、「命の尊さ」や「家族や地域の絆」を改めて心に深く刻むこととなりました。この苦難を全ての世代の県民が一丸となって乗り越えられるよう、これまでの全ての体験から学び得た教訓を、これからの子ども・子育て支援に生かしていくことは、本県の大きな使命であります。

このような認識の下、子ども・子育て支援における基本理念等を定め、取り組むべき主体の責務及び役割を明らかにし、宮城全土において子ども・子育て支援に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを県民の総意として、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、県民、地域社会及び事業者の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることができる環境の整備を図り、もって、持続的な地域社会の発展に資することを目的とします。

(定義及び施策の対象)

第二条 この条例において、「子ども・子育て支援」とは、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることのできるような施策の推進、環境の整備等の全ての取組をいいます。

2 この条例において、「子ども」とは、おおむね十八歳未満の者をいい、子ども・子育て支援に関する施策の対象となる子どもの範囲は、次条の基本理念の実現を図るため施策が適切に実施されるよう、施策ごとに定めるものとします。

3 この条例において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいい、子ども・子育て支援に関する施策の対象となる保護者の範囲は、次条の基本理念の実現を図るため施策が適切に実施されるよう、施策ごとに定めるものとします。

(基本理念)

第三条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念とします。

- 一 全ての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人として尊重されること。
- 二 全ての子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を必要に応じて受けることができるようにすること。
- 三 保護者が子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 四 県、市町村、県民、事業者等は、子どもが未来を担う者であることに鑑み、相互に連携し、及び協働して社会全体で子ども・子育て支援に取り組むこと。
- 五 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重され、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮すること。
- 六 東日本大震災による影響を受けた全ての子どもが健やかに成長していくことができるよう積極的に対策を進めること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施するものとします。

2 県は、国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を推進するものとします。

(保護者の役割)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、生活の基盤である家庭において、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるよう努めるものとします。

(県民及び地域社会の役割)

第六条 県民及び地域社会は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、基本理念にのっとり、県民及び地域社会が一体となって、子ども・子育て支援に積極的に取り組み、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、国、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第二章 基本的施策等

第一節 子どもの健やかな成長の促進

(子どもの成長に応じた切れ目のない支援)

第八条 県は、子どもが乳幼児から自立した大人になるまで、その成長に応じた適切な教育及び支援を切れ目なく受けることができるよう、関係機関との連携の強化その他の必要な体制の整備を図るものとします。

(子どもの意見の尊重)

第九条 県は、子どもが社会の一員として、意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備を図るものとします。

(子どもの社会参加の促進)

第十条 県は、子どもが家庭、学校、地域等において自発的に活動し、社会の一員として尊重され、役割を果たすことができるよう、子どもの社会参加の仕組みづくりを促進するために必要な環境の整備を図るものとします。

(育ちの場の充実)

第十一条 県は、地域における子どもの学習活動、自然体験活動、社会体験活動その他の体験活動、子どもと他の世代との交流等の促進及び子どもが遊ぶことができる場の確保のために必要な環境の整備を図るものとします。

2 県は、子育て家庭の多様な需要に対応するとともに、子どもの居場所づくりを促進するため、市町村、個人及び団体が行う保育サービスの提供に対する支援、放課後における児童の健全育成に関する活動等に対する支援、児童及び生徒への学習支援活動に対する支援その他の必要な施策を推進するものとします。

(子ども及び保護者の健康の増進等)

第十二条 県は、子ども及びその保護者の健康の増進等を図るため、母子保健医療体制の充実その他の必要な施策を推進するものとします。

(生活環境の整備の促進)

第十三条 県は、子ども及びその保護者が安全で安心して生活することができるよう、居住環境及び地域環境の整備その他の必要な施策を推進するものとします。

2 県は、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るために必要な施策を推進するとともに、県民等の取組を支援するものとします。

第二節 子どもへの支援

(子どもに対する人権侵害の未然防止等)

第十四条 県は、虐待、いじめその他の子どもに対する人権侵害の未然防止、早期発見及び早期対応のため、国、市町村その他の関係機関と連携し、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとします。

(子どもからの相談への対応)

第十五条 県は、子どもが不安及び悩みを解消できるよう、子どもからの相談に対応することのできる体制の整備、関係機関との連携の強化その他の必要な環境の整備を図るものとします。

第三節 保護者への支援

(家庭教育に対する支援)

第十六条 県は、家庭教育を支援するため、保護者の親としての成長及び保護者と子どもとの良好な関係の構築に係る学習の機会及び情報の提供その他の必要な施策を推進するものとします。

(雇用環境の整備)

第十七条 県は、保護者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、事業者が行う雇用環境の整備について必要な施策を推進するものとします。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、国及び市町村と協力し、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図るために必要な施策を推進するものとします。

第四節 次代の子育てを担う者への支援

第十九条 県は、子ども及び若者に対し、次代の子育てを担う者としての育成を促進するため、子育ての喜びを知ることができる機会の提供その他の必要な施策を推進するものとします。

2 県は、若者が経済的に困窮していることが結婚及び出産をしない理由となることのないよう、就労支援等により若者の経済的自立を支援するものとします。

第五節 特別な支援を要する子ども等への支援

第二十条 県は、疾病、障がいのあることその他の理由により特別な支援及び配慮を要する子ども並びにその保護者に対して、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な支援が行われるよう必要な体制の整備を図るものとします。

2 県は、社会的養護を要する子どもの福祉の充実及び自立の支援のため、児童養護施設、里親その他の社会的養護を要する子どもを養育するものに対する専門的な支援、人材育成その他の必要な施策を推進するものとします。

3 県は、特別な支援及び配慮を要する子ども並びにその保護者並びに社会的養護を要する子どもを社会全体で支える仕組みをつくるため、啓発活動その他の必要な施策を推進するものとします。

第六節 子育てを支える社会的基盤の整備

(地域における子育て支援体制等の充実)

第二十一条 県は、地域において子育てを支援する拠点及び子育てに関する不安又は悩みを抱える保護者が交流し、相談することができる場を確保するために必要な環境の整備を図るものとします。

(子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進)

第二十二条 県は、地域において個人及び団体が行う子ども・子育て支援のための多様な活動を促進するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な施策を推進するものとします。

第七節 東日本大震災の被災地の子ども・子育て支援

第二十三条 県は、国、市町村、関係機関等と連携し、東日本大震災による影響を受けた全ての子どもが健やかに成長していくことができるよう、心のケア、就学及び学習に関する支援その他の被災地における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するものとします。

第三章 支援体制の整備等

(基本計画の策定)

第二十四条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めるものとします。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。

3 知事は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとします。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(実施状況の公表)

第二十五条 知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとします。

(広報)

第二十六条 県は、県民が子ども・子育て支援に係る情報を適時かつ適切に得ることができるよう、市町村その他の関係機関と連携し、広報活動を行うものとします。

(推進体制の整備)

第二十七条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第二十八条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により策定されている計画は、第二十四条第一項の基本計画とみなす。

5 計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会など

この計画の策定に当たっては、知事を本部長として庁内の部局長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」及び関係課室長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部部会」のほか、庁外の学識経験者、市町村関係者、子ども・子育て団体関係者、子育て中の県民などで構成する「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」における意見、議論、検討、提言などを基に策定されました。

(1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部

宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県の次世代育成支援及び少子化への対策を総合的に推進するため、宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策及び少子化対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策及び少子化対策の実施推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。

- 2 本部長は知事とし、副本部長は副知事とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者を充てる。
- 4 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 6 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第4条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の会議に付すべき事項について、必要に応じて事前に審議するとともに、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を統括し、幹事会を代表する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(部会)

第5条 個別的事項を調査検討するため、幹事会の下に部会を置く。

- 2 部会の設置は、幹事長が幹事会に諮り、決定する。
- 3 部会の部会長及び部会員は、調査検討事項に関係する課室長及び地方機関の長とし、幹事長が指名する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、保健福祉部子育て社会推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委 員	公営企業管理者 総務部長 震災復興・企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 出納局長 教育長 警察本部長
-----	---

別表2 (第4条関係)

幹事長	保健福祉部次長
幹 事	人事課長 震災復興・企画総務課長 環境生活総務課長 保健福祉総務課長 経済商工観光総務課長 農政総務課長 水産林政総務課長 土木総務課長 出納局会計課長 企業局公営事業課長 教育庁総務課長 警察本部生活安全部少年課長

次世代育成支援対策地域協議会条例

平成十七年十月六日
宮城県条例第百五十三号

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。以下同じ。）の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 次世代育成支援対策の推進に関係する団体の役員又は職員
- 三 次世代育成支援対策に関心を有する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(秘密の保持)

第七条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

宮城県次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

※ 敬称略・五十音順

(令和2年3月現在)

No.	委 員 名	選 任 区 分	役 職 名 等
1	我妻 良恵	関係団体代表	宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会理事
2	足立 智昭	学識経験者	宮城学院女子大学教授
3	阿部 敬子	関係行政機関	石巻市福祉部子育て支援課長
4	阿部 祥大	関係団体代表	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
5	海野 京子	一般公募	
6	大竹 幸恵	関係団体代表	宮城県小学校長会会員
7	君島 昌志	学識経験者	東北福祉大学准教授
8	佐々木 敦子	関係団体代表	宮城県中学校長会理事
9	佐藤 善司	関係団体代表	宮城県民生委員児童委員協議会理事
10	佐藤 憲康	関係団体代表	仙台商工会議所事務局総務管理部部長
11	高野 幸子	関係団体代表	一般社団法人宮城県保育協議会副会長
12	高橋 由美	関係団体代表	宮城県保健師連絡協議会会員
13	根来 興宣	関係団体代表	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会副理事長
14	本多 恵子	一般公募	

(3) 宮城県子ども・子育て会議

子ども・子育て会議条例

平成二十五年七月十六日
宮城県条例第五十四号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づき、宮城県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第二条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、子ども（法第六条第一項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第二項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 子ども・子育て会議に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

宮城県子ども・子育て会議委員名簿

※ 敬称略・五十音順

(令和2年3月現在)

No.	委員名	選任区分	役職名等
1	我妻 良恵	関係団体代表	宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会理事
2	足立 智昭	学識経験者	宮城学院女子大学教授
3	阿部 敬子	関係行政機関	石巻市福祉部子育て支援課長
4	阿部 祥大	関係団体代表	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
5	大竹 幸恵	関係団体代表	宮城県小学校長会会員
6	君島 昌志	学識経験者	東北福祉大学准教授
7	小林 純子	関係団体代表	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ代表理事
8	佐々木 敦子	関係団体代表	宮城県中学校長会理事
9	佐々木 とし子	関係団体代表	宮城県地域活動(母親クラブ)連絡協議会会長
10	佐藤 善司	関係団体代表	宮城県民生委員児童委員協議会理事
11	佐藤 憲康	関係団体代表	仙台商工会議所事務局総務管理部部長
12	高野 幸子	関係団体代表	一般社団法人宮城県保育協議会副会長
13	高橋 由美	関係団体代表	宮城県保健師連絡協議会会員
14	竹下 小百合	一般公募	
15	根来 興宣	関係団体代表	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会副理事長

みやぎ子ども・子育て幸福計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

宮城県 保健福祉部 子育て社会推進室

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL 022-211-2528 / FAX 022-211-2591
E-mail : kosodates@pref.miyagi.lg.jp
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/>



R70 古紙配合率70%再生紙を
使用しています。



この印刷物は500部作成し、
1部あたりの単価は420.2円です。